

第1期中期目標	第2期中期目標（案）
前文	前文
<p>第1 中期目標の期間 平成23年10月1日から平成28年3月31日までの4年6か月の間とする。</p>	<p>第1 中期目標の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とする。</p>
<p>第2 市民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 市民のための病院としての役割の明確化</p> <p>(1) 高度な総合的医療の提供 多くの診療科を有する高度な総合病院として、入院や手術を中心とした急性期医療を提供するとともに、複合的な疾患を抱える患者に対応すること。 また、外来については紹介や専門外来に軸足を置くとともに、救急基幹病院としての位置づけを明確にすること。</p> <p>(2) 地域医療支援体制の構築 地域の医療機関の後方支援を行い協働して医療を担う体制を整え、地域医療支援病院の指定を受けること。</p> <p>(3) 市と連携した政策医療の実施 市の保健・福祉行政との連携のもと、政策医療の確実な実施とともに、災害時や重大な感染症流行時などにおける必要な診療体制の確保に努めること。</p> <p>(4) 市内で不足する機能の補完 現在または今後市内で不足とされる、回復期や終末期の関連病棟の整備を図ること。</p>	<p>第2 市民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 市民病院の果たすべき役割の明確化</p> <p>(1) 医療機能の明確化 急性期医療を提供する地域の中核病院として病床機能や病院規模等のあり方を検討するとともに、地域における効率的な医療提供体制を確保するため、地域のニーズ等に沿った医療機能の充実や施設の整備、医療従事者の確保・育成等の役割を明確にすること。</p> <p>(2) 地域包括ケアシステムのなかでの役割の明確化 団塊の世代が75歳を迎える2025年に向けて、医療・介護サービスの総合的な確保を図るため、地域包括ケアシステムの構築が始まるなか、同システムにおける中核的な病院としての役割や位置付けを明確にすること。</p> <p>(3) 災害等緊急時への対応 市が中核市移行に向けて検討を進めているなか、大規模災害時医療や感染症対策など医療拠点としての役割を認識し、市及び地域の医療、介護、保健、福祉等と連携・協力して、迅速かつ的確に対応できる体制を構築すること。</p>

2 市の「安心の医療確保政策」に基づく医療機能の整備

(1)がん

市内の他病院と役割を分担し、治療機能の充実を図ること。

また、診療体制などのさらなる充実により、兵庫県指定がん診療連携拠点病院の指定を受けること。

(2)脳血管疾患

救急・急性期治療機能を整備し、増加する脳血管疾患の急性期医療の拠点としての役割を担うこと。

(3)心疾患

救急・急性期治療機能を整備し、増加する心疾患の急性期医療の拠点としての役割を担うこと。

(4)周産期・小児医療

地域の周産期・小児医療の要として、ハイリスク分娩への対応や新生児医療、小児救急、重症・難病小児医療など、市民が安心して出産・育児を行うための医療を提供すること。

(5)消化器系疾患

診療体制の整備を図り、段階的な機能の回復に努めること。

(6)呼吸器系疾患

診療体制の整備を図り、治療機能の確保に努めること。

(7)救急医療

二次救急診療や一次救急の後方支援など、中等症以上の患者（入院を必要とする患者）の受入を充実、強化すること。

2 高度な総合的医療の推進

(1)急性期医療の総合的な提供

多くの診療科を有する総合病院として、入院や手術を中心とした急性期医療を提供するとともに、複合疾患や患者ケアに総合的に対応する体制を作り推進すること。

がんや脳血管疾患、心疾患、消化器系疾患のほか、高齢化の進展に伴い増大する整形外科系、呼吸器系等の疾患に対応できるよう機能の強化を図ること。

また、その他地域で必要な医療の提供体制の充実に努めること。

(2)救急医療の推進

二次救急診療や一次救急の後方支援、地域の小児医療の要として小児救急の充実など、地域の基幹病院として救急医療のさらなる充実と受入強化を図り応需率を高めること。

(3)予防医療及び市と連携した政策医療

市民の健康増進を図るため、市の保健・福祉行政と連携のもと、各種健康診断の実施やハイリスク小児の予防接種への対応、小児医療、認知症の初期鑑別診断など、予防医療及び政策医療の充実を図ること。

3 利用者本位の医療サービス

(1) 医療における信頼と納得の実現

「医療の中心は患者である」との認識のもと、インフォームド・コンセント（患者が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような十分な説明を行ったうえで同意を得ること）を徹底するなど患者の権利を尊重すること。

(2) 利用者満足度の向上

受療環境を整備し、患者心理に配慮した対応に努めるなど、利用者本位の病院づくりを推進すること。

3 利用者本位の医療サービスの提供

(1) 医療における信頼と納得の実現

患者等利用者に対し、市民病院の役割・機能について、わかりやすく情報提供を行うこと。
インフォームド・コンセントを徹底するなど患者からの信頼と納得が向上するよう努めること。

(2) 利用者本位のサービスの推進

市民や患者等のニーズを的確に把握し、受療環境や患者等の利便性の向上など、利用者本位の医療サービスに向けて改善を続けること。

4 地域とともに推進する医療の提供

(1) 地域医療支援病院としての役割の推進

地域の医療機関の後方支援を行うとともに、協働して地域の医療を担う体制を整備し、地域医療支援病院としての役割を積極的に果たすこと。

(2) 地域の医療機関・介護事業者との連携強化

利用者の視点に立った切れ目のない医療及び介護の提供体制を構築するため、医療機関や介護事業者等の多職種が連携して取り組める環境づくりに貢献すること。

(3) 地域社会や地域の諸団体との交流

市民や関係団体に講座やイベントを通じて急性期医療から在宅医療・介護に関する情報の普及啓発を行うこと。

また、市民等が医療及び介護のあり方に関心を持ち、疾病予防や介護予防にも積極的に取り組んでいけるような機会づくりを担うこと。

<p>4 医療の質の向上</p> <p>(1) 継続的な取組による質の向上 病院機能評価を活用するなど、組織として計画的かつ継続的な医療の質の向上に努めること。</p> <p>(2) 医療事故や院内感染防止対策の徹底 インシデント（医療の全過程において、患者に被害を及ぼすことはなかったが注意を喚起すべき事例）、アクシデント（医療の全過程において、患者に傷害を及ぼした事例）など医療安全について管理を行う部門の機能を強化し、医療事故や院内感染の発生・再発防止への取組を行い、安全安心な医療の提供に努めること。</p> <p>(3) コンプライアンス（法令・行動規範の遵守）の徹底 医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、行動規範と倫理を確立すること。 また、個人情報の保護や情報公開などに関して、適切に対応すること。</p>	<p>5 総合力による医療の提供</p> <p>(1) チーム医療と院内連携の推進 医療に携わる全職員が、部門や職種を超えた良好なコミュニケーションのもと、各職種が協働しチーム医療を推進し、患者に対して最善の医療を提供すること。</p> <p>(2) 情報の一元化と共有 D P C（診断群分類別包括評価）による診療情報や病床管理情報など、医療に関する重要な情報を担当部署に一元化するとともに、関係部署で共有することによって、患者に対してより効果的な医療を提供すること。</p> <p>6 医療の質の向上</p> <p>(1) 継続的な取組による質の向上 電子カルテや診療情報データ等を活用し、計画的かつ継続的な取組により、医療の質の向上を図ること。</p> <p>(2) 医療安全や院内感染防止対策の徹底 患者に安全安心な医療を提供するため、医療安全管理部門の機能をさらに強化することにより、医療事故や院内感染に関する情報収集と分析を行い、医療事故等の予防、再発防止対策の徹底を図ること。</p> <p>(3) コンプライアンス（法令・行動規範の遵守）の強化 医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、個人情報の保護や情報公開には適切な対応を行うなど、行動規範の遵守と倫理の強化を図ること。</p>
---	--

5 地域とともに推進する医療の提供

(1) 地域医療機関との連携

地域の病院や診療所と相互の医療機能を活かした明確な役割分担と、患者本位でスムーズな連携をさらに推進すること。

(2) 地域社会や地域の諸団体との交流

市民や関係団体を対象とした講座やイベントなどを開催するなど、地域との積極的な交流を通じて、地域医療に貢献すること。

(3) 積極的な情報発信

市民病院の診療内容や地域医療機関との連携などについて、ホームページなどを活用した積極的な啓発と、市民や患者、地域の医療機関にわかりやすい情報提供に努めること。

<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1 総合力による医療の提供</p> <p>(1) チーム医療と院内連携の推進 病院の総合力によって、患者志向で質の高い医療が提供できるよう、各職種が協働したチーム医療の推進、またスムーズな部門間連携の実現に向けて最大限努力すること。</p> <p>(2) 情報の一元化と共有 診療情報、医事やDPC（診断群分類別包括評価）に関する情報、病床管理情報など医療提供に関する重要な情報を担当部署に一元化するとともに、関係部署で共有することによって効果的かつ効率的に業務を進めること。</p> <p>2 医療職が集まり成長する人材マネジメント</p> <p>(1) 医療職の確保 ア 積極的な採用活動により、医師、看護師及び医療技術職員の確保に努めること。 イ 本来業務に専念できる体制や、ワーク・ライフ・バランスを実現し、安心して働き続けることのできる環境の整備を図ること。</p> <p>(2) 魅力ある人材育成システム ア 充実した医師の臨床研修システムを確立し、特に、初期臨床研修においては、総合的な診療能力を習得できる教育体制を整備すること。 イ 新人看護師の卒後臨床研修について、体制の整備や研修内容の充実を図るとともに、引き続き、看護師やコメディカルなどをめざす学生に対して実習の場を提供すること。 ウ 医師をはじめ医療職が魅力を感じる研修制度や研究環境の整備を図ること。 エ 専門医、認定医、専門看護師、認定看護師などの育成に向けて、支援体制の整備を図ること。</p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1 医療職が集まり成長する人材マネジメント</p> <p>(1) 必要な医療職の確保 医療水準を向上させるため、迅速かつ柔軟な採用活動により優秀な医療職の人材確保に努めること。特に、増収につながる医師の確保を図ること。 また、本来業務に専念できる体制や働きやすい環境の整備を図ること。</p> <p>(2) 魅力ある人材育成システム 充実した医師の臨床研修システムや総合的な診療能力が習得できる教育体制の整備を図ること。 新人看護師の卒後臨床研修の充実や医療職を目指す学生のための実習の場の提供を図ること。また、地域の医療機関の職員への研修をはじめとして、地域全体の医療の質の向上に資すること。 魅力ある研修制度や研究環境の整備、専門職育成のための支援体制の充実を推進すること。 事務職を含めた全職員に対し医療全般の知</p>
---	---

オ 職種の枠にとどまらない医療提供全般の知識を得る総合教育や、管理監督職向けの教育を実施すること。

(3) 人事制度の整備

ア 職員の能力や成果を的確に反映し、モチベーションの向上や人材育成につながる公正で客観的な人事評価制度の導入を図ること。

イ 人事評価制度に基づく昇格や昇進などの処遇とともに、成果も考慮した効果的な給与制度の整備を図ること。

ウ 役員をはじめ経営幹部について、経営成果と賞与が連動する制度の導入を図ること。

3 経営体制の確立

(1) 役員 の 責務

理事長のみならず全役員が一丸となって、市民病院が提供すべき医療機能の充実と収支改善の両立に向けて最大限努力すること。

また、全役員が経営情報を共有しながら、担当分野の管理だけではなく全病院的視野で経営にあたること。

(2) 組織と管理運営体制の構築

診療、看護、医療技術など医療提供の各部門、運営事務部門及び管理事務部門それぞれの責任と権限を明確にした独立の法人にふさわしい組織設計を行うこと。その枠組みの中で柔軟かつ闊達に業務を進めながら、中期目標や中期計画、年度計画を達成できる管理運営体制を構築すること。

(3) 事務職の専門性の向上

医療事務や医療情報、地域医療連携などの医療運営系はもとより、経営企画、人事、財務、購買など管理系についても、主力として法人のプロパー職員を確保し各業務に精通した人材の育成を図ること。

識を得るための総合教育や、医療職を含めた管理監督職向けの教育の実施に努めること。

2 経営管理機能の充実

(1) 役員 の 責務

全職員が一丸となって、持続可能な経営を目指して市民病院が提供すべき医療機能の充実と収支改善の両立に向けて最大限努力すること。

全役員が経営に関する情報を共有しながら、広い視野で病院経営にあたること。

(2) 管理運営体制の強化

組織の目標を確実に達成するため、各部門の責任と権限を明確にし、情報共有の徹底、意思決定の迅速化など、管理運営体制を強化すること。

医療職を含む中間管理職がマネジメント能力を発揮するよう努力すること。

(3) 事務職の役割の明確化と専門性の向上

事務職の役割を明確にして、役割に応じた権限を持たせ、病院経営全般についてより推進できる体制づくりを行うこと。

専門性の向上を図るとともに、総合的な視点で組織の横断的役割を担う職員の育成に努めること。

また、過度な外注を避けて法人内に運営管理のノウハウを蓄積できるようにすること。

3 構造改革の推進

(1) 組織風土の改革

地方独立行政法人にふさわしい組織にするため、希薄なコスト意識や前例踏襲主義など、独法以前の体質からの脱却を図るための職員の意識改革を進めること。

(2) 人事給与制度の整備

職員の能力や成果を的確に反映し、モチベーション向上や人材育成につながる公正で客観的な人事評価制度の運用を行うこと。

年功ではなく、職務や能力・成果と連動した新しい給与制度の整備、運用を図ること。

各部門における定員や業務内容の見直しを行い、業務の効率化を図ること。

(3) 購買・契約制度の改変

購買方法及び契約方法の見直しを行い、多様な手法の中から効率的な購買・契約システムとその推進体制を構築すること。

経費削減を図るため委託業務の内容の見直しを行うこと。

<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 業務管理の徹底</p> <p>(1)収支の改善</p> <p>ア 患者数や単価の向上をはじめ、有効な施設基準の取得、診療報酬請求における的確な対応や未収金対策など収益の確保に努めること。</p> <p>イ 医薬品や診療材料、消耗品などの購入方法や諸契約の内容を見直すことにより経費の節減に努めること。</p> <p>また、医療機器の購入や設備投資の際には採算性を検討するとともに、調達方法を見直すこと。</p> <p>(2)管理体制の充実</p> <p>ア 診療実績の定期的な検討を徹底することにより、業績の向上に最大限努力すること。</p> <p>また、弾力的な予算執行を行いつつ、経費のコントロールができる体制を検討すること。</p> <p>イ 原価計算のさらなる活用を図るなど、病院の収支改善に役立つ方策を講じること。</p> <p>2 安定した経営基盤の確立</p> <p>市民病院としての役割を果たしながら経営改善を図り、第1期中期目標期間内の累計経常収支を黒字化すること。</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 業績管理の徹底</p> <p>(1) 診療実績の向上による収入の確保</p> <p>引き続き診療体制の充実を図り、病床利用率や診療単価の向上による増収に努めること。診療報酬請求等の的確な対応や未収金対策で収入の確保に努めること。</p> <p>また、診療報酬改定や健康保険法等の改正には迅速に対応し、収益の改善を図ること。</p> <p>(2) 支出管理などによる経費削減</p> <p>人件費や経費等について、具体的な数値目標を設定し、その達成を図るための様々な取組を進め、経費等削減を徹底すること。</p> <p>原価計算等を活用するなど経費支出の適切なコントロールを強化すること。</p> <p>2 安定した経営基盤の確立</p> <p>(1)経常収支の改善</p> <p>中期目標期間内における累計経常収支の黒字はもちろんのこと、将来にわたり持続可能な病院経営ができるように資金ベースも見込んだ黒字額を確保すること。</p> <p>特に、運営費負担金は政策医療など不採算分野等の経費であることを十分認識し、運営費負担金に頼ることなく、自立した病院経営を図ること。</p> <p>(2)資金収支の改善と計画的な投資</p> <p>医療機器の購入や設備投資には、採算性を検討するとともに、購入や投資後の投資効果の検証を実施すること。</p> <p>また、病院建替など将来の設備投資に備えた財源の確保に努めること。</p>
--	--